

(別添1)

鳥取県キャッシュレス基盤 選定仕様書

令和7年9月

目次

1 背景・目的.....	1
2 留意事項.....	2
3 事業者を求めること.....	2
4 システムの要件.....	3
4.1 基本要件.....	3
4.2 端末要件.....	3
4.3 機能要件.....	3
4.4 非機能要件.....	4
4.4.1 信頼性要件.....	4
4.4.2 使用性要件.....	4
4.4.3 可用性要件.....	4
4.4.4 SLA に係る項目	4
4.4.5 セキュリティ要件.....	5
4.4.6 本システムの運用・保守.....	5
5 会議体運営.....	6
6 研修・マニュアル作成.....	6
7 コールセンター運營業務.....	7
8 加盟店開拓・登録等業務.....	7
9 資金管理・精算業務.....	7
10 個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーの遵守	7
11 利用契約終了時の対応.....	7
12 諸法令の遵守.....	7
13 その他.....	8

1 背景・目的

本県の人口は、自然減に加えて、社会減が拡大しており、人口構成の変化も相まって、今後、地域社会の活力の減退が懸念され、特に過疎・中山間地域では、少子・高齢化や人口・世帯数の減少に伴い、地域産業や生産活動が衰退し、地域コミュニティを支える住民自治活動ができなくなるなど、日常生活を地域で支えることが困難になることが考えられる。

これらの解決策として地域経済や地域コミュニティの活性化を目的として地域通貨、地域ポイント、地域クーポンなど（これらを総じて「地域通貨等」という。以下同じ。）を導入又は導入を検討している自治体が増えている。

このような状況の中、県内自治体におけるデータ連携基盤、キャッシュレス基盤（地域通貨等のサービスを提供するシステムをいう。以下「本システム」という。）の整備及び利用のあり方について市町村と協議を重ね、「鳥取県データ連携基盤共同利用ビジョン」（以下「共同利用ビジョン」という。）（※）を令和7年3月に策定したところである。

また、本県は、東西約120km、南北約20～50kmと小さく、県民は通勤・通学、余暇、買い物など自治体をまたいで日常生活を送っており、自治体の本システムを共同利用することにより、利用者が1つのアプリケーション（以下「アプリ」という。）で複数の自治体の地域通貨等を利用することができ、利便性が高まるとともに、運用コストの削減やより効果的なEBPMの実施につながると考えている。

このたび、自治体が地域通貨等を活用した効果的な施策を低コストで展開することができるよう、共同利用ビジョンに基づき、県が本システムの提供を行う事業者を公募するものである。

（※）鳥取県データ連携基盤共同利用ビジョン[鳥取県HP]

<https://www.pref.tottori.lg.jp/322071.htm>

<参考：本システムの共同利用イメージ>



2 留意事項

- (1) 本システムは、自治体や自治体と連携して商工会等の団体（以下、自治体と商工会等の団体を総称して「自治体等」という。）が活用することを想定している。
- (2) 前述のとおり、本公募は、共同利用ビジョンに基づき、県が本システムの提供事業者（以下「本システム提供事業者」という。）を選定するものであり、本県と本システム提供事業者が契約を締結するものではなく、本システムの活用を希望する自治体と本システム提供事業者が個別に利用契約を締結するものである（サービス利用型）。
- (3) 全自治体による本システムの活用を確約するものではないが、県が市町村と協議の上で決定した「共同利用ビジョン」に記載のとおり、県内自治体共通の取組方針として、キャッシュレス基盤の必要性が生じた自治体は、原則、県が選定するキャッシュレス基盤を活用することとしている。
- (4) 選定期間の終期については特に設定しない。ただし、本システムはパーソナル系データ連携基盤と連動してサービスを提供するシステムであることから、パーソナル系データ連携基盤の事業の変更や終了した場合又は本システムの運用上に問題があり速やかに解決できない場合等において選定を解除することがある。なお、選定を解除する場合は、原則、解除日の1年前に通告するものとする。
- (5) 自治体等との利用契約に当たっては、自治体等が実施する施策に応じ、サービス（地域通貨、地域ポイント、地域クーポン）の一部又は全部が利用できるなど、柔軟な対応が可能であること。
- (6) 県民等（利用者）が、利用者向けアプリの機能を無料で利用できること。
- (7) 本システムは、クラウドサービス（SaaS）の利用を想定しており、鳥取県キャッシュレス基盤選定仕様書（以下「本選定仕様書」という。）及び本システム提供事業者の提案内容を充足したサービスを自治体等が享受できるのであれば、既存システムの活用やスクラッチ開発など、開発方法は問わない。
- (8) 利用契約に係る参考資料として本システム提供事業者の提出書類を自治体等に情報提供する。

3 事業者に求めること

- (1) 本システム提供事業者の選定後、県は、県内自治体等を対象に本システムの説明会を開催予定であり、本システム提供事業者はこれに同席し、本システムの機能、内容等について説明すること。
- (2) 本システム提供事業者は、自治体等から本システムの活用に係る相談があった場合は、県及びデータ連携基盤提供事業者等と調整のうえ、本システムの活用に向けた提案、助言、導入支援等を行うこと。
- (3) 本システム提供事業者は、問題が生じた場合には、県、利用自治体等（本システムの利用契約を行った自治体等をいう。以下同じ。）、パーソナルデータ連携基盤提供事業者及び本システムとデータ連携を行う各サービス事業者等関係者と連携し、問題解決を図ること。
- (4) 本県が別途構築するパーソナル系データ連携基盤と本システム間でデータ連携できるよ

う、本システム側のAPI開発等を行うこと。なお、データ連携開始時期は、12月末頃を想定しているが、具体的な時期は県と本システム提供事業者が協議の上決定する。

※パーソナル系データ連携基盤側のAPIの開発等は県が実施する。

＜パーソナル系データ連携基盤の概要＞

構築事業者：鳥取県パーソナル系データ連携基盤構築等業務共同企業体

（共同企業体の代表者：山陰パナソニック株式会社）

システム名：JP-LINK

（参考）デジタル地方創生サービスカタログ [デジタル庁]

<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/service/a0PQ800000QwKNiMAN/a001055>

4 システムの要件

4.1 基本要件

- （1）ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）クラウドサービスリストに掲載されているパブリッククラウドを利用して、クラウドサービスとして提供すること。【必須】
- （2）サーバ等の機器の設置場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。【必須】
- （3）本システムの提供に係るデータ管理及び保管データは、日本国内法の適用を受けること。【必須】

4.2 端末要件

- （1）利用者向けアプリは、スマートフォン（Android 及び iOS）で利用できること。また、各 OS のアップデート（メジャーアップデートを含む。）について追加費用が発生しないこと。【必須】
- （2）利用自治体等の管理者向け機能、加盟店向け機能は、Microsoft Edge、Google Chrome など、一般に広く普及しているブラウザで操作可能であること。【必須】

4.3 機能要件

- （1）別紙「機能要件一覧」の必須項目の機能を実現できること。また、必須以外の項目についてもできる限り実現すること。
- （2）パーソナル系データ連携基盤とのデータ連携
 - ア 県が別途構築しているパーソナル系データ連携基盤において、マイナンバーカードによる公的個人認証機能を実装する。パーソナル系データ連携基盤で発行した「本人確認済ID」についてOpenID Connect等によるID連携を行い、個人の紐付けができること。【必須】
 - イ 本システムで行った「本人確認済ID」について、OpenID Connect等によるID連携を行い、パーソナル系データ連携基盤で利用できる「本人確認済ID」として提供できること。【必須】
 - ウ パーソナル系データ連携基盤上の他のサービス（アプリ）との間でAPIによるデータ連携を行い、他サービス（アプリ）で取得したポイントを本システムの地域ポイント

として発行するなど、複数サービスを連携させた処理が実施できること。【必須】

※連携の方法などについては、以下に記載する別添の参考資料を参照すること。

なお、参考資料 2 及び 3 については秘密保持対象資料となりますが、パーソナル系データ連携基盤の構築事業者に許可を得て配布するものです。利用にあたっては、本公募の検討以外の目的での使用を禁止します。

参考資料 1 コンパクトスマートシティプラットフォーム接続仕様概要_v1.7

参考資料 2 JP-Link_SecurityServer_Installation_Guide_v1.2.4(ja)

参考資料 3 JP-LINK Adapter Server installation guide v1.6.2(jp)

参考資料 4 JP-Link環境 初期構築プロセス概要V1.2

参考資料 5 PERSONAL-LINK 連携／許諾実装概要V2.1（公開用）

4.4 非機能要件

4.4.1 信頼性要件

- (1) 定期的にバックアップを取得し、データ保全を行うこと。【必須】
- (2) データ復旧範囲は業務データのみならず、全てのデータを対象とすること。【必須】
- (3) アプリやウェブサイトのアクセス応答速度を良好に維持し、集中的なアクセスにも耐えられるよう配慮すること。【必須】

4.4.2 使用性要件

- (1) スマートフォンに応じて表示が最適化され、利用者が直感的かつ簡単に目的のページにたどり着けることを最重視したわかりやすいUI（ユーザーインターフェイス）とすること。【必須】
- (2) 表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインに努めること。

4.4.3 可用性要件

本システムの運用は、計画停止を除き、24時間365日とすること。【必須】

4.4.4 SLAに係る項目

利用自治体等との利用契約締結の際に SLA を締結するものとする。提供されるサービスレベル項目、設定値及び測定方法を次の項目毎に提案すること。また、サービスレベルの評価、見直しも定期的に実施することとする。【必須】

なお、SLA の提案は、サービスレベルのモニタリングの実施方法及びレベルの基準値を満たすことができなくなった場合の対応期限、サービス対価の減額の積算方法等も含めることとする。

- (1) 月間稼働率（一部機能停止時の対象範囲等、停止時間の考え方も含めて提案すること）
- (2) オンライン応答時間
- (3) 業務停止を伴う障害が発生した際の本システム復旧時間
- (4) 上記項目以外に、本業務で提供されるサービスレベル項目等があれば提案すること。

4.4.5 セキュリティ要件

- (1) 情報の改ざんや破壊、漏えいに対する対策のほか、本システムへの不正アクセスの防止対策やマルウェア対策、暗号化通信等のセキュリティ対策を万全に実施し、システムの機密性、完全性、可用性を確実に担保すること。【必須】
- (2) 操作者を許可された者に限定するため、ID 及びパスワード等により操作者を特定することができること。【必須】
- (3) 利用自治体等の管理者機能については、グローバルIPアドレス等により利用自治体等を限定した上で、認証技術を用いるなどして利用自治体等職員を限定できる安全な仕組みとすること。【必須】
- (4) 操作ログ、認証ログ、アクセスログ、イベントログ、通信ログ及びエラーログを採取し、セキュリティインシデント等が発生した場合に追跡調査ができること。なお、ログの具体的な保持期間は、利用自治体等と本システム提供事業者が協議して定める。【必須】
- (5) ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義ファイルを適用すること。【必須】
- (6) OS、ミドルウェア、ソフトウェア等は利用開始時点において最新のものとし、既知のセキュリティホール（脆弱性）については、すべて対策を講じること。また、以後、新たなセキュリティホール（脆弱性）を認知した場合にも速やかに対策を講じるほか、OS、ミドルウェア、ソフトウェア等を最新の状態に保つこと。【必須】
- (7) 情報セキュリティインシデント発生時の早期発見、被害拡大防止策等の迅速な実施のため、必要な機器を監視すること。【必須】
- (8) 上記項目以外にセキュリティ対策があれば提案すること。

4.4.6 本システムの運用・保守

- (1) 体制
本システムの利用中に係る運用・保守の体制を構築すること。【必須】
- (2) アプリ対応
ア Android端末向けアプリは「Google Play」、iOS端末向けアプリは「App Store」への登録申請、配信までの一切の手続きを行い、登録後の維持管理を行うこと。【必須】
イ アプリの不具合等が見つかった場合は修正し、アップデートを行うこと。【必須】
ウ OSのバージョンアップに伴いアプリの設定を更新する必要があるときは、これに対応すること。【必須】
- (3) 問合せ対応
ア 電話、電子メール、専用フォーム等により、本システムの運用、操作等に関する利用自治体等職員からの問合せに対応すること。【必須】
イ 問合せ対応は、緊急の対応が必要である場合を除き、平日 8 時30分から17時15分までは対応可能であること。【必須】
ウ 電子メールでの問合せ受付時間は24時間365日であること。【必須】

エ 問合せに対し速やかに回答を行い、必要に応じて来庁やWeb会議により運用支援が実施できること。【必須】

オ 問合せ窓口に寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。【必須】

(4) 障害対応

ア 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる事業者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。【必須】

イ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。【必須】

ウ 障害発生を検知した場合は、即時に利用自治体等及び県に報告するとともに、障害の範囲を最小限にとどめるよう努めること。【必須】

エ 障害原因を早期に特定し復旧させるとともに、障害復旧後は障害内容及び対処内容、再発防止策等を利用自治体等及び県へ連絡すること。【必須】

オ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を利用自治体等及び県へ提示すること。【必須】

(5) その他

ア 本システムのアップデートやバージョンアップについて、県及び利用自治体等に追加費用が発生しないこと。【必須】

イ 問合せ対応で把握した課題やニーズは、定期アップデート時等での対応を検討すること。【必須】

ウ 本システムの稼働、運用・提供に関する関係法規性を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。【必須】

エ その他運用・保守について、追加費用を必要とせず提供できるサービス等、有効な提案があれば併せて提案すること。

5 会議体運営

(1) システム事業者は、定期報告の会議体として、月1回程度、利用自治体等との定例報告会を開催すること。【必須】

(2) 定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。【必須】
なお、会議の実施方法については、利用自治体等と協議の上決定すること。

(3) 各会議の開催に当たっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。【必須】

6 研修・マニュアル作成

(1) 利用自治体等職員を対象に、システムの運用及び操作についての研修を実施すること。
【必須】

なお、研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は費用に含めること。

(2) 利用者向け操作マニュアル、加盟店向け操作マニュアル及び利用自治体等職員向け操作

マニュアルを作成し、利用自治体等に提供すること。【必須】

7 コールセンター運營業務

本システムの利用方法、操作方法等に係る利用者及び加盟店からの問合せ対応を行うこと。

【必須】

なお、提案に当たっては、少なくとも、問合せ方法、問合せ受付時間、問合せ対応時間について記載すること。

8 加盟店開拓・登録等業務

(1) 加盟店の開拓に努めること。【必須】

見積額の範囲内で実施可能な加盟店登録に向けた周知・勧奨の方法、登録加盟店数の見込等について記載すること。

(2) 見積額を超えて別途費用が必要となる場合は、加盟店開拓に向けた具体的な取組内容、費用の内訳を記載すること。

9 資金管理・精算業務

利用自治体等の原資等の管理や加盟店に対する売上金の精算等を行うこと。【必須】

提案に当たっては、少なくとも、利用自治体等の原資等の管理方法、1か月あたりの売上金の精算回数、精算時の振込手数料について記載すること。

10 個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーの遵守

(1) 個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏えい、滅失又は既存の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。【必須】

(2) 利用自治体等の情報セキュリティポリシーを遵守すること。【必須】

11 利用契約終了時の対応

(1) サービス開始後に利用者が入力した情報及び利用自治体等が登録した情報のうち、利用自治体等が情報管理権限を有する情報については、契約終了後に全て抽出し利用自治体等に提供可能とすること。【必須】

(2) サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、利用自治体等が提供を希望する保有データの提供ののち、速やかに本システムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。また、データの消去を確実に実施したことがわかる資料を利用自治体等に提出すること。【必須】

12 諸法令の遵守

本システムの提供に当たっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守すること。【必須】

13 その他

- (1) 利用自治体等が継続して運用できるよう、ランニングコスト等の負担軽減の方策について提案すること。
- (2) 継続的な運用のためには、加盟店の負担も重要な要素であることから、加盟店の初期費用及び利用料、決済手数料等の負担について提案すること。
- (3) 本選定仕様書及び提案書に記載する内容を実現するための実施体制について提案すること。なお、運用・保守、障害発生時の対応、加盟店開拓等の円滑な実施のため、県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有する事業者が参画していることが望ましい。
- (4) 本選定仕様書に記載する内容のほかに、利用可能なサービス・オプションがある場合は、その内容、契約条件及び金額を提案書に記載すること。